

令和 4 年 2 月 1 日
障害福祉部障害保健福祉課

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 主旨

児童福祉法の規定により、児童福祉施設の設備及び運営の基準については、厚生労働省令に定める基準により条例で定めることとされている。

今般、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の施行に伴う「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」により、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 号)」が改正されたため、「世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部を改正する条例案を、令和 4 年第 1 回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

社会福祉士及び介護福祉士法の附則の条の繰り下げに対応するため、同条を引用する部分について規定の整備を図る。

3 改正案

別紙 新旧対照表(案)のとおり

4 施行予定日

令和 4 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール(予定)

令和 4 年 2 月 令和 4 年第 1 回区議会定例会(改正条例案の提案)

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
令和元年10月1日条例第27号	令和元年10月1日条例第27号
改正	改正
令和2年3月4日条例第9号	令和2年3月4日条例第9号
令和3年3月9日条例第13号	令和3年3月9日条例第13号
令和3年6月25日条例第34号	令和3年6月25日条例第34号
目次（省略）	目次（省略）
第1条～第4条（省略）	第1条～第4条（省略）
（従業者の配置の基準）	（従業者の配置の基準）
第5条	第5条
1（省略）	1（省略）
2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。	2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀(かく)痰(たん)吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。
(1)～(2)（省略）	(1)～(2)（省略）
(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所に限る。)にお	(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。)にお

改正後	改正前
<p>いて、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第10条第1項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第27条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合</p>	<p>いて、医療的ケアのうち特定行為（同法<u>附則第3条第1項</u>に規定する特定行為をいう。次条及び第77条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法<u>附則第20条第1項</u>に規定する特定行為業務をいう。次条及び第77条において同じ。）を行う場合</p>
<p>3 （省略）</p>	<p>3 （省略）</p>
<p>第6条</p>	<p>第6条</p>
<p>1 （省略）</p>	<p>1 （省略）</p>
<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>2 指定児童発達支援事業者は、前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>
<p>（1）～（2） （省略）</p>	<p>（1）～（2） （省略）</p>
<p>（3） 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第1項</u>の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>（3） 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第1項</u>の登録に係る事業所に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>
<p>3～4 （省略）</p>	<p>3～4 （省略）</p>
<p>第7条～第76条 （省略）</p>	<p>第7条～第76条 （省略）</p>
<p>（従業者の配置の基準）</p>	<p>（従業者の配置の基準）</p>
<p>第77条</p>	<p>第77条</p>
<p>1 （省略）</p>	<p>1 （省略）</p>
<p>2 指定放課後等デイサービス事業者は、前項各号に掲げる従業者の</p>	<p>2 指定放課後等デイサービス事業者は、前項各号に掲げる従業者の</p>

改正後	改正前
<p>ほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>	<p>ほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を規則で定める基準によりそれぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p>
<p>(1)～(2) (省略)</p>	<p>(1)～(2) (省略)</p>
<p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</p>
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略)</p>
<p>第78条～第105条 (省略)</p>	<p>第78条～第105条 (省略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(令和2年3月4日条例第9号)</p>	<p>附 則(令和2年3月4日条例第9号)</p>
<p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則(令和3年3月9日条例第13号)</p>	<p>附 則(令和3年3月9日条例第13号)</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>令和3年6月25日条例第34号</p>	<p>令和3年6月25日条例第34号</p>
<p>附 則(令和3年6月25日条例第34号)</p>	<p>附 則(令和3年6月25日条例第34号)</p>
<p>この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。</p>	<p>この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。</p>
<p>附 則(令和4年 月 日条例第 号)</p>	
<p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	